

マージン率等の情報提供について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、弊社における労働者派遣事業の状況を提供します。

① 令和3年6月1日付け 派遣労働者数

3 人

② 令和3年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

1 事業所

③ 令和元年度(令和元年9月20日設立～令和2年8月31日)
労働者派遣に関する料金の額の平均額

25, 120 円 (8時間 全業務平均)

④ 令和元年度(令和元年9月20日設立～令和2年8月31日)
派遣労働者の賃金の額の平均額

19, 440 円 (8時間 全業務平均)

⑤ 令和元年度(令和元年9月20日設立～令和2年8月31日) マージン率

22. 6 %

マージン率 =
$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

マージンについては、以下の弊社が負担する保険料およびその他経費の事を示す

- ・ 健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料の弊社負担分
- ・ 通勤交通費、福利厚生費など
- ・ 教育訓練費
- ・ 会社運営費、営業利益

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 4年 3月 31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
設計用CAD操作訓練	派遣中	OJT	無償	有給
技能別上級訓練	派遣中	OJT	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口も本社内に用意 電話番号 078-585-9291 担当 向井

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

社会保険(健康保険・厚生年金保険)、労働保険(雇用保険・労働保険)

定期健康診断、懇親会、各種休暇等

事業所名 株式会社アイエスディー
許可番号 派28-301844